

年末・年始の交通事故防止県民運動実施要綱

1 目的

年末・年始の繁忙期には交通事故の多発が懸念されることから、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 実施時期

令和7年12月1日（月）～令和8年1月7日（水）

3 主唱

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

4 スローガン

「新年へ 無事故のタスキ つなごうよ」

5 運動の重点項目

（1）飲酒運転の根絶

- 飲酒は量の多少にかかわらず、運転に必要な認知・判断・操作に悪影響を及ぼすとともに、飲酒運転は重大事故を招く危険極まりない犯罪行為であることを踏まえた広報啓発の推進
- 「飲酒運転4（し）ない、3（さ）せない運動」の推進

- 【4（し）ない】 ①酒を飲んだら運転しない。
②運転するなら酒は飲まない。
③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。
- 【3（さ）せない】 ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
③運転する人には、酒はすすめない。

- 「ハンドルキーパー運動」の推進
- 自転車の酒気帯び運転等に対する厳罰化に加え、自転車による飲酒事故の実態等も踏まえた広報啓発等、飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- ※ 令和6年11月1日から道路交通法の一部が改正され、自転車の「酒気帯び運転等」の罰則規定が整備
- 飲酒会合の翌朝等における、二日酔い（酒残り）状態での運転の危険性と禁止の周知徹底
- 運転者の点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

（2）夕暮れ時・夜間等における交通事故防止とスピードダウンの励行

- 自転車や自動車の「早めのライト点灯」の徹底
- 対向車や先行車がない場合の自動車のハイビームの徹底
- 夕暮れ時や早朝といった薄暗い時間帯や夜間における、明るい目立つ色の衣服の着用と夜光反射材・LEDライトの使用の徹底
- 速度超過の危険性及び制限速度の遵守はもとより、生活道路、通学路等での人・車両の交通状況や道路形状、気象状況に応じたスピードダウンの重要性の周知徹底

（3）信号機のない横断歩道における歩行者優先等の徹底

- 運転者に対する周知徹底事項
 - ・ 横断歩道接近時の減速、横断歩道に横断者や横断しようとしている歩行者がある場合の一時停止及びその通行を妨げないようにすることなど、道路交通法に定められた横断歩道における歩行者優先義務の遵守

- ・ 横断歩行者等妨害等違反に係る罰則
- ・ 道路標識や予告標示（いわゆる「ダイヤモンド」）への留意
- 歩行者に対する周知徹底事項
 - ・ 道路横断時の横断歩道の利用
 - ・ 手上げやアイコンタクトによる、運転者への横断の意思表示の実践

（４）自転車の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 令和８年４月１日から交通反則通告制度が導入されることを踏まえ、自転車の基本的な通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 運転中のスマートフォン等での通話や画面注視といった「ながら運転」の危険性、ルール遵守の重要性及び罰則に関する広報啓発の推進
- 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進

６ 効果的な広報啓発活動の推進

広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビ等あらゆる広報媒体を効果的に活用し、スローガンを統一的に使用した広報啓発等により、本運動の浸透を図る。

７ 留意事項

各関係機関及び団体は、日ごろ実施している活動に加え、それぞれの所管及び特性に応じ、重点項目に沿った活動を実施し、県民総ぐるみの運動となるよう努める。